



保護者の学び舎

第4回

ここでは、浜松市の福祉の現状や、身近な制度などについてお伝えしていきます。

くらしとお金

親元から自立して生活する場合、生活費はどうなるのかを説明します。

【障害基礎年金】

所得保障の制度として年金があります。年金がもらえるのって高齢者だけではありません。知的障がいのある人は20歳から年金がもらえます。障害年金1級（月額82,000円）の場合は最重度～重度の知的障がい者、2級（月額65,000円）は中度の知的障がい者が対象となります。障害厚生年金の制度もありますが、支給対象は、会社員などが、新たに障がい者になった場合で、子どもの頃からの障害に対しては支給の対象外です。知的障がいは小さい頃に診断されるので、障害厚生年金は知的障がい者にはほとんど関係がありません。

療育手帳の等級がB2の軽度でも、障害年金をもらっている人は多くいます。また、療育手帳がB1の中度でも、障害年金1級の重度相当を支給されている人も多くいます。療育手帳で示される知能指数だけではなく、日常生活の様々な場面における援助の必要度が考慮され等級が決められます。

障害基礎年金を申請するためには、医師の診断書が必要です。知的障がいや障害基礎年金について理解があり、本人の日常生活のことについて丁寧に聞いて、書いてくれる医者を選ぶことがポイントです。医者探しには相談支援事業所（各区の委託相談）に相談されることをお勧めします。

【給与・工賃】

グループホームに入居する場合は、食費、家賃などの負担金は平均6万円くらいですので、特に2級年金の人では生活は困難です。地域で生活するためには、障害基礎年金だけでは不足しています。労働によって生活の糧を得ることは障がいがあっても同じです。福祉就労での工賃は、静岡県28年度の平均工賃は就労継続A型で約7万円、就労継続B型で1万5千円です。生活介護でも工賃を出している事業所も多くあります。しかし、1万5千円の工賃では生活保障になっておらず、



静岡県も3万円までの工賃引き上げを目標にしています。一般就労できればもっと収入が得られます。障害基礎年金には所得制限がなく、給与をもらっても年金はもらえます。

【生活保護】

就労が困難であり、グループホームやアパートでの生活をする場合で、障害基礎年金だけの収入の人は、生活保護を受給します。おおむね8万円と家賃の合計額から受給している年金額を差し引いた金額が保護費として支給されます。保護を受けている人の割合は人口の1.52%（2010年時点）ですが、障害のある人が生活保護を受けている割合は9.95%で、多くの障がい者が生活保護を受給している実態があります。

【心身障害者扶養共済制度】

親なき後の所得保障で、とても力になる制度です。親が亡くなったときに、一口2万円が本人に支払われます。加入するときの親の年齢で掛金が変わります。親が35歳未満だと月額9,300円です。市役所に相談ください。

【特別障害者手当】

20歳以上の方で、在宅（施設入所および病院入院していないこと）、重度の障がいを2つ以上有している方またはそれと同等以上の状態の方が対象です。月額26,940円が支給されます。グループホームに暮らしていても受給できます。市役所に申請します。

【成年後見制度】

収入を得ることと同じくらい大切なことは、得たお金をうまく使うということです。基礎年金でも、給料でも、生活保護でも、適切な金銭の管理は不可欠です。もらった給料をパチンコで一日に使ってしまったり、悪意ある人に騙し取られるケースが多発しています。金銭管理の支援には成年後見制度があります。預金を管理したり、定期的にお金を届けたり、不正な契約は解約したりと、大きな支えになります。相談支援事業所（委託）が成年後見制度の利用支援を行っています。

（相談支援事業所まど 高木誠一）